

# 北海道ニセコ町「宿泊税」の新設について

## 1. 新設の理由 [ニセコ町協議書抜粋]

毎年安定して上質な雪が豊富にあるニセコは、観光地としてのニーズが今後さらに高まると予想されている。一方で、本町では地域内交通やオーバーツーリズム対策など、今後取り組むべき課題も多い。

(中略)

本町では現状でこれらの政策に充てられる自主財源は少なく、補助や助成制度を活用するばかりでは、持続可能な地域づくりを担保することができない。

(中略)

海外投資が活発に行われ、多くの宿泊施設が建設されることで、多くの観光客が訪れ、宿泊している本町では、受け入れ体制の整備に必要なまちづくりの財源として、先進地の事例をもとに宿泊税の導入を検討していた。

令和5年(2023年)3月には議会全員協議会において宿泊税導入検討の説明を行い、5月と11月には事業者向けの説明会を計5回開催した。宿泊税を先行導入しており、ニセコエリアを共有する倶知安町や、宿泊税導入に向けた検討をしていた北海道とは定期的に協議の場を持ち、情報共有しつつ進めてきた。

宿泊関係者、観光関係者などの外部有識者で構成されているニセコ町観光審議会においても、複数回意見交換を行った。会議の中では定率制、定額制の比較検討、税の用途を明確にすること、「宿泊税」以外の名称を検討すべき等の意見が出された。

その成果を整理し、町議会の令和5年(2023年)第8回ニセコ町議会定例会に「ニセコ町宿泊税条例(案)」を上程し、議決されたところである。

優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る費用に充てるため、宿泊者に対し、新たな町税(法定外目的税)として負担してもらうため導入するものである。

2. 概要 [ニセコ町協議書より]

課 税 団 体	北海道ニセコ町
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課 税 標 準	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
納 税 義 務 者	ニセコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 率	1人1泊につき、宿泊料金が (1) 20,000円未満の場合 . . . 200円 (2) 20,000円以上50,000円未満の場合 . . . 500円 (3) 50,000円以上100,000円未満の場合 . . . 1,000円 (4) 100,000円以上の場合 . . . 2,000円 ※ 当分の間、宿泊料金が5,001円未満の場合は100円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	(平年度) 162百万円
非 課 税 事 項	修学旅行その他学校行事に参加している者のほか、町長が必要と認める者。
徴 税 費 用 見 込 額	(平年度) 10百万円
課 税 を 行 う 期 間	条例の施行後5年ごとに、宿泊税に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる規定あり。

### 3. 同意要件との関係

ニセコ町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

#### ① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)があるが、ニセコ町宿泊税の課税標準は「旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数」、「住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

#### ② 住民の負担

ニセコ町宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く薄くという考え方に基づいて制度設計しているものである。一人一泊につき100円(5,001円未満)、200円(2万円未満)という金額は、絶対値として著しく過重とまではいえず、また先行事例を踏まえてもその範囲内といえる。

さらに、500円、1,000円、2,000円という税額についても、2万円以上、5万円以上、10万円以上という比較的高額な宿泊料金での宿泊行為に対するものであり、宿泊者の担税力も踏まえると、著しく過重とまではいえない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

ニセコ町宿泊税は、ニセコ町内に所在する「旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為」、「住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

ニセコ町宿泊税は、(1)②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)が(中略)観光旅行者と地域住民の双方に配慮した総合的な観光地マネジメントを行うことが重要である。観光地と観光産業が連携した面的なDXの推進に加え、観光地域づくり法人(DMO)の安定的な財源確保等の課題にも対処していく必要」とされている。

ニセコ町では、地域住民の生活と調和した持続可能な観光の振興を図るために、本税を活用して、地域内交通の充実や人材育成・確保などの観光地マネジメントや、DMOの機能強化を進めていくとされていることから、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。